

議案第74号

幕別町ナウマン公園キャンプ場条例

(設置)

第1条 町民の健全なレクリエーション、健康増進及び余暇活動の充実を図るとともに、観光の振興に資する施設として、ナウマン公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 ナウマン公園キャンプ場

位置 幕別町忠類白銀町390番地4他

(開設期間及び使用時間)

第3条 キャンプ場の開設期間及び使用時間は、町長が別に定める。

(使用等)

第4条 キャンプ場の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第10号）で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 町長は、施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。